平成30(2018)年度　公益社団法人　福島原発行動隊事業計画

**【基本方針】**

平成23（2011）年3月11日発災の東京電力福島第一原発事故収束のため計画的、継続的、総合的に事業を展開する。併せて、平成２９(2017)年４月１日からの避難指示解除に対応して福島復興に関わる新たな事業に取り組む。

公益認定事業として「新たな事業」が加えられること等となっても、団体発足の原点、「事故収束に身を挺して当たる」に立脚し、収束行動に備える訓練や東京電力福島第一原子力発電所の現況（廃炉事業の進展）把握の活動(Watcher)を継続していく。

また、国会、内閣に対して、事故収束事業に高齢者を活用する体制の整備を本年度も継続して要請する。

**【事業内容】**

**１．福島第一原発構内および周辺の環境放射線等モニタリング事業等**

1) 放射性物質汚染対処特措法における除染特別地域及び汚染状況重点調査地域内の被災自治体と協定を結び、これら区域内にある被災家屋内および家屋周りの線量測定を行う。平成29（2017）年度の事業を継続して行う。

2) 学校・病院など公共施設の依頼を受け、その線量測定等および準備活動を行う。

**２．研修事業等**

1)　放射線等基礎教育、放射線等測定技術研修
　　　福島県内及び全国主要都市で、講演会、集会などを開催する。各種団体からの講演依頼に

　応じて講師を派遣する。

2)　除染等技術研修

被災地地元の教育機関と提携して事故収束作業を行っている現場で研修を行う。

3)　放射線事故対応作業チームの育成

4)　院内集会を通じた研修

　　　院内集会を一つのテーマで５回程度ずつ連続して行い、原発事故、事故収束事業等の知見を高める。

 　５） 東京電力福島第一原子力発電所の現況（廃炉事業の進展）把握(Watcher)に努める。

**３．避難指示解除を踏まえた福島復興等に関わる支援事業**

人手不足に悩む山間僻地の農業、風評被害を避けるためのワイン製造等農産物加工の新規事

業、帰還困難区域おける住宅保全作業等に対する支援に力を入れる。

**４．公益認定事業外の事業**

1)　福島第一原発事故収束作業応援事業

a 福島第一原子力発電所の事故収束作業のさまざまな場所で、高線量環境での作業を優先的に受け持つこととし、政府に対する受入要請活動を行う。

b 「原子力施設立地地域における緊急時対応支援システム」の構築を図る。

これらの事業に即応し得るよう、「非常時招集訓練」を計画的に実施することとし、合わせてメンバー間の連絡網を常時整備して「行動」に向けての基礎固めをしておく。

2) 事故収束の為に高齢者を受け入れる体制の整備を、国、地方自治体等に対して継続的に働きかけ、その目的に適う事故収束事業体制の拡充を図るための立法活動を平成29（2017）年度に継続して行う。

3)　広報宣伝並びにリクルート事業

事故発災から７年目となるのを機に行動隊メンバーのリクルートに改めて力を入れることとし、被災地現地の実態に即して、 宣伝用チラシ、パンフレット等各種の広報宣伝文書を更新する。